

長崎市ミルクボランティア実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎市動物愛護管理センター（以下「センター」という。）が収容した子猫を一時的に飼養するミルクボランティア活動を促すことにより、子猫の生存機会の拡大を図り、もって本市における猫の殺処分数の減少に寄与するため、ミルクボランティアの実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子猫 離乳前の猫であって、自力で餌を食べることができないものをいう。
- (2) ミルクボランティア センターから預かった子猫が自力で餌を食べることが可能となるまでの間、自宅等で、当該子猫の授乳、排せつの介助、離乳の促進その他の飼養を行う者をいう。
- (3) 一時飼養 ミルクボランティアが、センターから子猫を預かり、自力で餌を食べることできるまでの間、一時的に飼養することをいう。

(一時飼養の対象動物)

第3条 一時飼養の対象となる動物は、センターが収容した子猫であって、明らかな疾病その他の異常がないものとする。

(登録の要件)

第4条 ミルクボランティアとして登録する要件は、当該ミルクボランティアが個人の場合にあっては別表第1の登録要件を、団体の場合にあっては別表第2の登録要件を、それぞれ満たすこととする。

ては別表第2の登録要件を全て満たすものとする。

(個人の登録)

第5条 ミルクボランティアの登録をしようとする者(個人に限る。以下「申請者」という。)は、本市の募集に応じ、ミルクボランティア登録申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、登録の要件の審査、子猫を飼養しようとする場所の調査等を行い、登録を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定を行ったときは、長崎市ミルクボランティア登録承認書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

4 登録が決定されたミルクボランティアは、ミルクボランティア誓約書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(団体の登録)

第6条 ミルクボランティアの登録をしようとする者(団体に限る。以下「申請団体」という。)は、ミルクボランティア登録申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 規約、会則その他団体の活動内容が分かる書類

(2) 一時飼養を行う者の名簿

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、登録の要件の審査を行い、登録を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定を行ったときは、長崎市ミルクボランティア登録承認書により、申請団体に通知するものとする。

4 登録が決定されたミルクボランティアは、ミルクボランティア誓約書を市長に提出しなければならない。

(登録の期間)

第7条 ミルクボランティアの登録の期間（以下「登録期間」という。）

は、登録をした日から2年間とし、再登録を妨げない。ただし、年度の中途中で登録した場合の登録期間は、登録をした日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

（登録内容の変更）

第8条 ミルクボランティアは、登録の内容を変更しようとするときは、ミルクボランティア登録事項変更届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の更新）

第9条 ミルクボランティアの登録の更新については、当該登録が個人の場合にあっては第5条を、団体の場合にあっては第6条の規定を準用する。

2 前項の更新は、登録期間が満了する日の3か月前から申請を行うことができる。

（登録の廃止又は休止）

第10条 ミルクボランティアは、登録期間中に登録を廃止し、又はミルクボランティアの活動を休止しようとするときは、ミルクボランティア登録廃止・活動休止届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消）

第11条 市長は、ミルクボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する登録の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 誓約書の記載事項に違反しているとき。
- (3) 登録の申請内容に虚偽があったとき。

(4) その他市長が必要があると認めるとき。

(子猫の引渡し)

第12条 市長は、第3条に規定する一時飼養の対象となる子猫をセンターに収容した場合は、一時飼養を依頼するミルクボランティアを選定し、一時飼養依頼書（第6号様式）により、当該ミルクボランティアに子猫を引き渡すものとする。

(一時飼養の状況の報告)

第13条 ミルクボランティアは、一時飼養中の子猫の健康状態等について、毎日確認を行い、その状況を個体管理記録票（第7号様式）に記録しなければならない。

2 ミルクボランティアは、一時飼養中の子猫が負傷又は疾病等により体調が悪化したときは、市長に報告しなければならない。

3 ミルクボランティアは、一時飼養中に動物病院において当該一時飼養中の子猫の検査又は治療を行った場合は、検査・医療費負担報告書（第8号様式）に記録しなければならない。

(子猫の返還等)

第14条 ミルクボランティアは、一時飼養した子猫が自力で餌を食べることが可能になったときは、個体管理記録票、検査・医療費負担報告書及びミルクボランティア実施報告書（第9号様式）を市長へ提出し、当該子猫をセンターに返還しなければならない。

2 市長は、ミルクボランティアが第11条に該当するとき、子猫が負傷又は疾病等により体調が悪化したときその他一時飼養を行わせることができないと認めるとき又は子猫を返還させる必要があると認めるときは、子猫を返還させることができる。この場合において、ミルクボランティアは、前項に定める書類を市長に提出しなければならない。

3 一時飼養中に子猫が死亡したときは、ミルクボランティアは、第1項の書類を市長へ提出しなければならない。

(物品の支給及び貸与)

第15条 市長は、ミルクボランティアに子猫の一時飼養を依頼するときは、次の各号に掲げる物品を当該ミルクボランティアに支給又は貸与することができる。

- (1) 脱脂粉乳、離乳用飼料等の飼料
- (2) 哺乳瓶その他の哺乳に必要な物品
- (3) ペット用トイレシート
- (4) 猫砂
- (5) 消毒液
- (6) 湯たんぽ
- (7) 子猫輸送用キャリーケース
- (8) 子猫体重測定用はかり

2 前項の物品は、一時飼養期間終了後遅滞なくセンターへ返還しなければならない。

(費用の負担)

第16条 ミルクボランティアが一時飼養を開始するに当たり、動物病院において子猫の健康状態を確認するための検査を受けたときは、本市は、子猫1頭につき10,000円を上限として当該検査に要した費用を負担するものとする。

2 ミルクボランティアが一時飼養中に、子猫の疾病その他の理由により動物病院を受診したときは、本市は、子猫1頭につき5,000円を上限として当該受診に要した費用を負担するものとする。

3 前2項の費用は、第14条に規定する子猫の返還の際、市長が認定を

行い、支払うものとする。この場合において、ミルクボランティアは検査又は受診の内容がわかる書類及び当該検査又は受診に係る領収書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月2日から施行する。

別表第1（第4条関係）

ミルクボランティア選定基準（個人用）

番号	登録要件
1	市内に居住する18歳以上の者（高校生を除く）であること
2	本市が主催する講習会を受講すること
3	子猫の一時飼養について、同居家族全員の同意が得られていること
4	子猫を一時飼養する間、頻繁な世話が可能であり、衛生的な飼養環境を確保できること。
5	一部の経費を除き、原則として一切の費用は自己負担であることに了承できること
6	依頼を受けた本人が一時飼養できること（第三者へ預けることはできない）
7	先住猫がいるときは、その猫と隔離する対策がとれるとともに、先住猫に対し、年に1回以上「猫ウイルス性鼻気管炎」、「猫カリシウイルス感染症」及び「猫汎白血球減少症」に関する予防接種をしていること
8	犬を飼養しているときは、その犬が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく登録及び狂犬病予防注射を受けさせていることに加え、必要に応じて年に1回以上「犬パルボウイルス感染症」、「犬ジステンパーウイルス感染症」、「犬アデノウイルス1型感染症」、「犬アデノウイルス2型感染症」及び「犬パラインフルエンザ感染症」に関する予防接種をしていること

9	一時飼養場所が集合住宅や賃貸のときは、猫の飼養が規約等で認められていること
1 0	自家用車等による猫の送迎が可能であること
1 1	政治、宗教又は営利を目的とした活動ではないこと
1 2	その他、子猫の一時飼養に不適切であると認められないこと

別表第2（第4条関係）

ミルクボランティア選定基準（団体用）

番号	登録要件
1	代表者が本市に居住している18歳以上の者（高校生を除く）で、活動場所が市内であること
2	子猫の授乳経験及び排せつ介助等の経験があること
3	一部の経費を除き、原則として一切の費用は自己負担であることに了承できること
4	先住猫がいるときは、その猫と隔離する対策がとれるとともに、先住猫に対し、年に1回以上「猫ウイルス性鼻気管炎」、「猫カリシウイルス感染症」及び「猫汎白血球減少症」に関する予防接種をしていること
5	犬を飼養しているときは、その犬が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく登録及び毎年度の狂犬病予防注射を受けさせていることに加え、必要に応じて年に1回以上「犬パルボウイルス感染症」、「犬ジステンパーウイルス感染症」、「犬アデノウイルス1型感染症」、「犬アデノウイルス2型感染症」及び「犬パラインフルエンザ感染症」に関する予防接種をしていること
6	一時飼養場所が集合住宅や賃貸のときは、猫の飼養が規約等で認められていること
7	自家用車等による猫の送迎が可能であること
8	政治、宗教又は営利を目的とした活動ではないこと
9	その他、子猫の一時飼養に不適切であると認められないこと

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

（法人、団体にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

電話番号

長崎市ミルクボランティア登録要綱第5条、第6条の規定により、次のとおり申請します。

飼養責任者	氏 名		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	携帯電話 番 号		メー ル ア ド レ ス	
飼養場所の所在地		長崎市		
受入可能な子猫の頭数		頭		
個人のみ	飼養場所の状況	<input type="checkbox"/> 戸建て [<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家] <input type="checkbox"/> マンション・アパート等集合住宅 <input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他 ()		※飼養場所について、簡単な見取り図で示すか、写真を添付してください。
	家族構成（同居）	続 柄 (年 齢) () () () () ()		
	同居家族の同意	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	講習会の受講	<input type="checkbox"/> 有 (No.) <input type="checkbox"/> 無		
団体のみ	子猫の授乳及び排せつ介助経験	<input type="checkbox"/> 有（経験頭数： 頭 直近の経験年月： 年 月） <input type="checkbox"/> 無		
	活動者数	名		
現在の飼養動物の有無		<input type="checkbox"/> 飼養していない		
		<input type="checkbox"/> 飼養している [<input type="checkbox"/> 犬 頭 <input type="checkbox"/> 猫 頭 <input type="checkbox"/> その他 () 頭]		
		[犬] 登録及び狂犬病予防注射の実施	[登録] <input type="checkbox"/> 有 (頭) <input type="checkbox"/> 無 (頭) [狂犬病予防注射] <input type="checkbox"/> 済 (頭) <input type="checkbox"/> 未済 (頭)	
		[猫] 完全室内飼いの実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		[犬・猫] ワクチンの接種	<input type="checkbox"/> 有 (頭) <input type="checkbox"/> 無 (頭)	

様

長 崎 市 長

年 月 日付けで申請のありました件につきまして、貴殿（貴団体）をミルクボランティアとして登録いたします。

なお、ミルクボランティアの活動については、下記の誓約事項を遵守のうえ、子猫を適切に飼養していただきますようお願いいたします。

- 1 登録年月日
- 2 登録期間
(更新を希望する場合は、登録期間満了日の3か月前から申請を受け付けます)
- 3 登録番号

【誓約事項】

- (1) 動物愛護管理センター職員の指示に従って活動すること。
- (2) 動物に関する法令等を遵守し、センターに返還するまで責任を持って飼養すること。
- (3) 一時飼養した子猫について、センター返還後の譲渡や処分の決定に対し、異議を申し立てないこと。
- (4) 他のボランティアとの融和を保ち、他者の風評を害したり、誹謗中傷したりしないこと。
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利に関する活動を行わないこと。
- (6) ミルクボランティアを行う上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。なお、ミルクボランティアを廃止又は取消となったときも同様とする。
- (7) 長崎市が行う動物の愛護及び管理に関する施策に協力すること。

ミルクボランティア誓約書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所：

氏 名：

（法人、団体にあつては、名称、代表者の氏名又は
主たる事務所の所在地）

長崎市ミルクボランティアとして活動するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

なお、この誓約に反し、登録を解除され、又は飼養を依頼された子猫の返還を求められたとしても、いかなる申立ても行わず、長崎市の指示に従います。

- (1) 動物愛護管理センター職員の指示に従って活動すること。
- (2) 動物に関する法令等を遵守し、センターに返還するまで責任を持って飼養すること。
- (3) 一時飼養した子猫について、センター返還後の譲渡や処分の決定に対し、異議を申し立てないこと。
- (4) 他のボランティアとの融和を保ち、他者の風評を害したり、誹謗中傷したりしないこと。
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利に関する活動を行わないこと。
- (6) ミルクボランティアを行う上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。なお、ミルクボランティアを廃止又は取消となったときも同様とする。
- (7) 長崎市が行う動物の愛護及び管理に関する施策に協力すること。

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

（法人、団体にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

電話番号

ミルクボランティアの登録事項に変更があつたため、長崎市ミルクボランティア登録要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録番号
- 2 変 更 日
- 3 変更理由

		変更前		変更後	
飼養責任者	氏 名			氏 名	
	携帯電話番号			携帯電話番号	
	生年月日	年 月 日 (満 歳)		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	メールアドレス			メールアドレス	
飼養場所の所在地		長崎市		長崎市	
受入可能な子猫の頭数		頭		頭	
個人	飼養場所の状況	<input type="checkbox"/> 戸建て [<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家] <input type="checkbox"/> マンション・アパート等集合住宅 <input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 戸建て [<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家] <input type="checkbox"/> マンション・アパート等集合住宅 <input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	家族構成(同居)				
団体	活動者数	名		名	
現在の飼養動物の有無		<input type="checkbox"/> 犬 頭 <input type="checkbox"/> 猫 頭 <input type="checkbox"/> その他 () 頭		<input type="checkbox"/> 犬 頭 [登録] <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 [ワクチン] <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 [狂犬病予防注射] <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 猫 頭 [室内飼い] <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 [ワクチン] <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 () 頭	

第5号様式（第10条関係）

ミルクボランティア登録廃止（活動休止）届出書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

（法人、団体にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる
事務所の所在地）

電話番号

長崎市ミルクボランティア登録要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録番号
- 2 廃止日（休止期間）
- 3 廃止（休止）理由

ミルクボランティア

_____様

一時飼養依頼書

動物愛護管理センターで収容した子猫について、下記のとおり一時飼養を依頼します。

1 子猫 頭

管理番号	性別	特徴	備考
	オス・メス		
	オス・メス		
	オス・メス		
	オス・メス		

2 一時飼養予定期間

年 月 日まで

3 支給・貸与物資

(1) 支給物資

- ミルク 缶 ()
- 離乳食 箱 ()
- 哺乳瓶 個 ()
- シリンジ 個 ()
- ペット用トイレシート 個 ()
- 猫砂 個 ()
- 消毒液 個 ()
- その他 ()

(2) 貸与物資

- 湯たんぽ 個
- 子猫輸送用キャリーケース 個
- 子猫体重測定用はかり 個
- その他 ()

検査・医療費負担報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所
 氏 名 ㊟
 （法人、団体にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる
 事務所の所在地）
 電話番号

私が 年 月 日に飼養を預託された子猫について、次のとおり動物病院において検査（治療）を受けさせましたので報告します。

- 1 管理番号 _____
- 2 性別 オス・メス
- 3 飼養期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 検査（治療）履歴

番号	検査（治療）日	内容	金額

- 5 本報告に基づき市が負担することと認定する検査・医療費負担について、次の口座を振込先として指定します。

金融機関名		支店名	
預金種別 （該当するものに○をつけること）	普通・当座・その他（ ）	口座番号	
口座名義人（カタカナ） （報告者の名義であること）			

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

（法人、団体にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる
事務所の所在地）

電話番号

私が 年 月 日に飼養を預託された子猫の飼養管理結果について、次のとおり報告します。

管理番号	性別	飼養結果	その他
	オス・メス	返還・死亡・中止	
	オス・メス	返還・死亡・中止	
	オス・メス	返還・死亡・中止	
	オス・メス	返還・死亡・中止	
	オス・メス	返還・死亡・中止	